

砂利採取業者の登録等に関する規則（昭和43年通商産業省令第80号）第8条の規定に基づき、砂利採取法（昭和43年法律第74号）第15条第1項の規定による令和7年度砂利採取業務主任者試験の実施について、次のとおり公告する。

令和7年9月19日

静岡県知事 鈴木 康 友

1 受験資格

年齢、性別、学歴、国籍、住所等は問わないが、砂利採取業者の登録等に関する規則第7条に規定された職務を行い得る者

2 試験の日時及び場所

- (1) 日時 令和7年11月14日（金）午前10時から2時間（正午まで）
- (2) 場所 静岡市葵区御幸町11-8 レイアアップ御幸町ビル5階 5-C会議室

3 試験の科目

筆記による学科試験

- (1) 砂利の採取に関する法令事項
- (2) 砂利の採取に関する技術的な事項（基礎的な土木及び河川工学に関する事項を含む。）

4 受験手続

- (1) 受験願書の配布場所

静岡県交通基盤部河川砂防局河川砂防管理課

各土木事務所維持管理課（管理課、用地管理課）

静岡県砂利工業組合

静岡県砕石業協同組合

静岡市開発指導課

浜松市道路保全課

- (2) 提出書類

ア 受験願書（県で作成した所定のもの）

イ 履歴書（県で作成した所定のもの）

ウ 写真1枚（縦6.0cm×横4.0cmとし、出願前6か月以内に撮影した無背景、無帽、正面上半身像を受験願書の所定欄にのり付けすること。）

- (3) 受験料

8,100円（静岡県収入証紙を受験願書の所定欄にのり付けすること。）

- (4) 受験の申込み

受験願書及び履歴書に所要事項を記入し、写真をはって、静岡県交通基盤部河川砂防局河川砂防管理課へ持参又は郵送すること。

- (5) 受験願書受付期間

令和7年9月26日（金）から令和7年10月17日（金）まで

なお、郵送の場合は、令和7年10月17日の消印のあるものまで受け付ける。

- (6) 受験願書の提出先及び問い合わせ先

静岡市葵区追手町 9 番 6 号（郵便番号420-8601）

静岡県交通基盤部河川砂防局河川砂防管理課

電話番号 054-221-3195

5 合格の発表

- (1) 令和7年11月28日（金）午前10時、合格者の受験番号を静岡県庁本館玄関及び各土木事務所の掲示板に掲示するとともに、静岡県ホームページに掲載する。
- (2) 合格者には合格証を交付する。

6 その他

- (1) 受験願書は折り曲げたり、丸めたりしないこと。
- (2) 受験票は郵送する。